令和７年度
玉野市水道事業審議会

水道料金改定の検討について

第３回審議会資料

令和８年１月23日

玉野市建設部水道課

目次

1.水道料金改定の検討について

- ■ 1．料金改定の検討ステップ　3
- ■ 2．前回案と改案の試算結果　5
- ■ 3．玉野市の管路の状況　10
- ■ 4．事業計画、管路更新率、管路経年化率　13
- ■ 5．試算結果　財政状況の過去実績と将来予測　16
- ■ 6．料金体系と収入の割合　21
- ■ 7．試算結果　水道料金の比較　25

2.今後のスケジュール（予定）　35

1－1．料金改定の検討ステップ

今回の審議会は、将来の財政シミュレーション結果を踏まえて、料金改定率について審議いただきます。

ステップ１

財政計画の策定

- 現状の把握
- 実績値の推移

ステップ２

料金水準の算定

- 将来の水需要予測の算定
- 将来の財政シミュレーション
- 料金算定期間の設定
- 総括原価の算定
- 資産維持率、料金改定率の決定

本審議会で検討する事項

将来いくら
必要なのか

（出所）公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」を参考に作成

1－2．料金改定の検討ステップ

次回以降の審議会は、決定した料金改定率を踏まえて、料金表（案）について審議いただきます。

ステップ３

料金体系の設定

- 料金体系の選択
- 用途別基本水量、料金単価の設定
- 従量料金の単価、逓増度の設定

本審議会で検討する事項

どのように
負担してもらうの
か

ステップ４

料金表(案)の確定

- 各種検討事項の説明
- 料金表案の提示

次回審議会で検討する事項

（出所）公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」を参考に作成

2－1．前回 試算結果（財政収支の推移の比較）

前回審議会での改定案を再掲します。
料金改定率が小さいほど料金収入が少なくなり、自己財源で建設改良費を賄うことが難しくなるため、企業債の借り入れが多くなります。
また、年度が進むにつれて企業債残高が積み上がり、企業債残高対給水収益比率が上昇（悪化）します。

改定案４において
企業債残高対給水収益比率は低くとどまるが、その分を自己財源で支出するため
現預金残高が少なくなる

単位：百万円

		改定案１	改定案２	改定案３	改定案４
資産維持率(自己財源分)		3.00%	2.25%	1.35%	1.35%→4.62%
料金改定率		38.41%	32.68%	25.80%	25.80%
改定後料金(2ヶ月40㎥)		6,075円	5,823円	5,521円	5,521円
算定期間 合計(R9～13年度)	料金収入	8,576	8,221	7,795	7,795
	企業債借入	1,650	2,013	2,449	863
R13年度末(計画6年目)時点	現預金残高	2,954	3,037	3,135	1,316
	企業債残高	3,322	3,747	4,258	2,423
	企業債残高対給水収益比率	204.21%	239.91%	287.06%	164.81%
R17年度末(計画10年目)時点	現預金残高	3,227	3,344	3,483	5
	企業債残高	4,589	5,328	6,213	2,873
	企業債残高対給水収益比率	300.00%	362.84%	445.74%	207.95%

2－2．料金改定の検討方針

前々回（令和７年７月28日）、前回審議会（令和７年10月28日）でいただいたご意見をふまえ、
今回の料金改定を検討していく方針です。

検討項目	料金改定検討の方針
（1）資金残高の確保	・事業経営を継続するために、計画10年目時点で資金が枯渇しないことを前提とする。
（2）投資経費	・基幹管路の更新を念頭に置きつつ、重要度・優先度による順位付けにより投資計画を策定し、適切な額の投資を行う。 ・ただし、主に基幹管路の耐震適合率については、計画5年目で10%以上（令和6年度末比）の向上を目指す。 ・建設改良費に関する物価上昇率は消費者物価指数の前年度比、直近10年平均の年2.59%に設定。
（3）企業債残高の抑制	・試算の結果、健全な事業継続に必要な投資を自己財源のみで行うためには約66%の料金改定が必要であった。 ・上記の改定率は市民生活の維持を考慮すると現実的でないため、当面の不足分については企業債を活用することとする。 ・更新投資に係る企業債比率を可能な限り低い値とする。
（4）料金改定 （改定時期と改定率）	・改定時期は令和９年度の第１期調定分からとする。 ・改定率については、上記(1)～(3)を踏まえたものとする。 ※ 具体的には、今回の審議会で審議いただきます。
（5）料金体系の見直し	・経営の安定化を図りつつ、利用者の過度な負担とならないように設定する。 ※ 具体的には、今回の審議会で審議いただきます。

2−3．料金改定の試算条件（改案）

玉野市水道事業の持続可能性、あるべき姿を見据え、建設改良費と企業債残高対給水収益比率を基準として試算条件を設定しました。

項目	改定案１	改定案２	改定案３
建設改良費	約 5.2 億円 / 年度	約 5.8 億円 / 年度	約 6.4 億円 / 年度
企業債残高対給水収益比率	今回計画の終期(令和17年度末)300%未満を目標とする	同左	同左
料金改定率	25.80%	25.80%	25.80%
料金算定期間	令和９～13年度（５年間）	同左	同左
料金改定時期	令和９年度第１期調定分より	同左	同左
施設の耐震化	令和13年度末基幹管路の耐震適合率50%以上	同左	同左

毎年度の**建設改良費**を
案ごとに約６千万円ずつ**増額**し
料金改定率は固定して
試算を行いました。

2－4．料金改定の試算条件（改案）

玉野市水道事業の持続可能性、あるべき姿を見据え、建設改良費と企業債残高対給水収益比率を基準として試算条件を設定しました。

項目	改定案４	改定案５
建設改良費	約 5.8 億円 / 年度	約 6.4 億円 / 年度
企業債残高対給水収益比率	今回計画の終期（令和17年度末）250%未満を目標とする	同左
料金改定率	27.89%	35.00%
料金算定期間	令和９～13年度（５年間）	同左
料金改定時期	令和９年度第１期調定分より	同左
施設の耐震化	令和13年度末基幹管路の耐震適合率50%以上	同左

毎年度の**建設改良費**を**増額**した上で、**企業債残高対給水収益比率の水準は固定**して、将来世代への**負担の先送りを少なく**する財源構成の試算を行いました。

2－5．改案 試算結果（財政収支の推移の比較）

改定案１～３では、料金改定率を25.8%に固定したまま建設改良費を増額しているため、自己財源で建設改良費を賄うことができず企業債の借り入れが多くなります。
これにより、建設改良費を増額するほど将来の企業債残高対給水収益比率が上昇（悪化）します。

改定案４、５では、将来の企業債残高対給水収益比率の水準を固定することで企業債の借入を抑制し、その代わりに料金改定率を引き上げています。
これにより、将来世代への負担の先送りは案１～３よりも少ない状態となります。

単位：百万円

		改定案１	改定案２	改定案３	改定案４	改定案５
建設改良費（／年度）		5.2億円	5.8億円	6.4億円	5.8億円	6.4億円
料金改定率		25.80%	25.80%	25.80%	27.89%	35.00%
改定後料金(2ヶ月40㎥)		5,521円	5,521円	5,521円	5,613円	5,925円
算定期間 合計 (R9～13年度)	料金収入	7,795	7,795	7,795	7,924	8,365
	企業債借入	935	1,225	1,514	1,170	1,273
R13年度末 (計画6年目) 時点	現預金残高	1,334	1,325	1,317	1,385	1,581
	企業債残高	2,578	2,920	3,263	2,855	2,978
	企業債残高対給水収益比率	170.31%	192.95%	215.62%	185.57%	183.33%
R17年度末 (計画10年目) 時点	現預金残高	1	0	1	0	1
	企業債残高	3,135	3,728	4,322	3,615	3,827
	企業債残高対給水収益比率	219.69%	261.26%	302.88%	249.23%	249.93%

3－1．玉野市の管路保有状況－年度別管路延長

グラフは令和６年度までの各年度の管路布設延長と、20年間隔ごとの平均延長を示しています。
直近20年間よりも、それ以前の方が布設延長が長いことから、管路経年化率は今後も悪化する傾向であることが分かります。ただし13年後からは、現在と同程度の布設延長となることから、管路経年化率は横ばいになる傾向と推測できます。

参考数値として、令和４年度の国土交通省の報告によると、全国の法定耐用年数を超えた管路を今後20年間で更新する場合、令和24年度末に管路経年化率69%になる見込みであると発表しています。

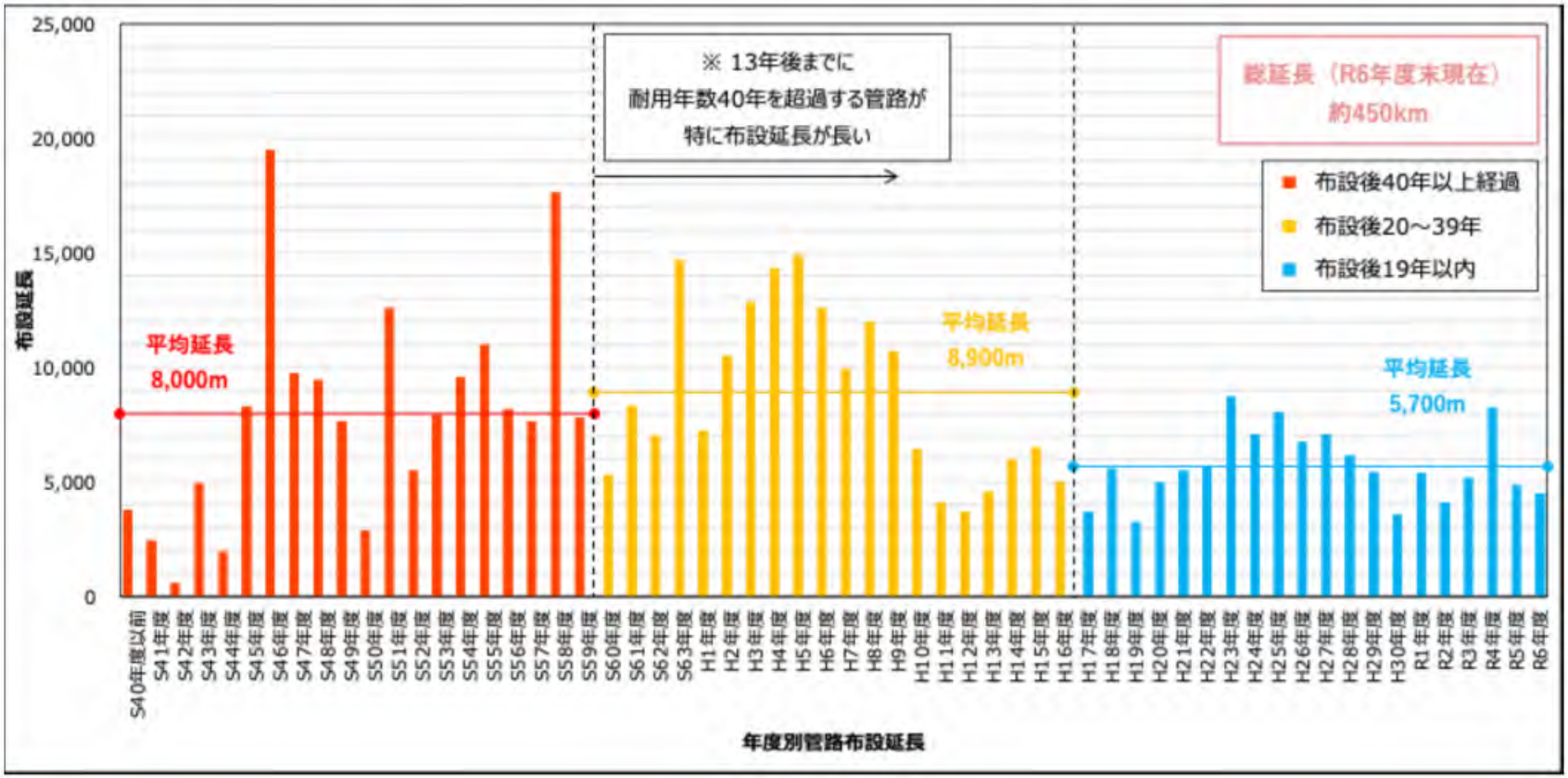

3－2．玉野市の管路保有状況

管種管径別による管路内訳表

口径200mm以上の管路は漏水時の影響が大きいため優先的に更新する予定ですが、これらの延長は全管路の約25%に過ぎません。残り75%を占める小口径管の経年化が進むため、統計上、基幹管路への大規模な投資では全体の経年化率が改善されにくい構造となっています。

管種管径		基幹管路			配水管			合計			総延長に対する割合
		耐震適合管	非耐震管		耐震適合管	非耐震管		耐震適合管	非耐震管		
塩ビ管 ポリエチレン管 ダクタイル鋳鉄管	φ150以下	1, 503	3, 113	4, 616	28, 931	303, 867	332, 798	30, 434	306, 980	337, 414	75%
ダクタイル鋳鉄管	φ200以上	25, 072	36, 964	62, 036	7, 878	43, 007	50, 885	32, 950	79, 971	112, 921	25%
総延長に対する割合			8%	14%		10%	11%		18%	25%	
計		26, 575	40, 077	66, 652	36, 809	346, 874	383, 683	63, 384	386, 951	450, 335	

口径200mm以上の配水管および基幹管路のうち、基幹管路を優先的に更新します。特に非耐震管を優先対象とします。
なお、厚生労働省の更新基準設定例ではダクタイル鋳鉄管の実使用年数の目安は60年と記載されているため、非耐震管のうち布設からの経過年数の長い管路から、順次更新および耐震化を進めます。

基幹管路の非耐震管のうち
口径200mm以上のダクタイル鋳鉄管の内訳

優先順位	ダクタイル鋳鉄管（φ200以上・非耐震管）		
	布設後経過年数	延長	総延長に対する割合
1	60年以上	500m	0. 1%
2	50年以上60年未満	18, 264m	4. 1%
3	40年以上50年未満	16, 499m	3. 7%
	40年未満	1, 701m	0. 4%

3-3．玉野市の管路保有状況

厚生労働省　更新基準設定例

表-4　管路の更新基準(実使用年数)の設定例

水道統計の管種区分	更新基準の初期設定値(法定耐用年数)	実使用年数の設定値例		耐震性能 *	
			事故率、耐震性能を考慮した更新基準としての一案**	レベル1	レベル2
鋳鉄管　(ダクタイル鋳鉄管は含まない)	40年	40年～50年	50年	×	×
ダクタイル鋳鉄管　耐震型継手を有する		60年～80年	80年	○	○
ダクタイル鋳鉄管　K形継手等を有するもののうち良い地盤に布設されている			70年	○	注1)
ダクタイル鋳鉄管(上記以外・不明なものを含む)			60年	○	×
鋼管　(溶接継手を有する)		40年～70年	70年	○	○
鋼管　(上記以外・不明なものを含む)			40年	－	－
石綿セメント管 (m)		40年	40年	×	×
硬質塩化ビニル管　(RRロング継手等を有する)		40年～60年	60年	○	注2)
硬質塩化ビニル管　(RR継手等を有する)			50年	○	×
硬質塩化ビニル管(上記以外・不明なものを含む)			40年	×	×
コンクリート管		40年	40年	－	－
鉛管		40年	40年	－	－
ポリエチレン管　(高密度、熱融着継手を有する)		40年～60年	60年	○	注3)
ポリエチレン管　(上記以外・不明なものを含む)			40年	○	×
ステンレス管　耐震型継手を有する		40年～60年	60年	○	○
ステンレス管　(上記以外・不明なものを含む)			40年	－	－
その他　(管種が不明のものを含む)		40年	40年	－	－

＊　平成18年度管路の耐震化に関する検討会報告書、平成19年3月
　注1)～注3)は、検討会報告書を参照

＊＊　事故率及び耐震性能を考慮した設定の例ですので、管路の布設環境(地質、土壌の腐食性、ポリエチレンスリーブの有無等)、管種別の布設時期、漏水事故実績等、事業体の実情を踏まえた設定を心がけてください。

4－1．建設改良費事業計画（サンプル　5.2億円/年度版）

算定期間

事業名	更新延長(m)	2024 R6 決算見込み	2025 R7 予算	2026 R8 計画1	2027 R9 計画2	2028 R10 計画3	2029 R11 計画4	2030 R12 計画5	2031 R13 計画6	2032 R14 計画7	2033 R15 計画8	2034 R16 計画9	2035 R17 計画10
中央線送水管更新事業	L=8,150												
北回線送水管更新事業	L=4,800												
中央線重要給水施設配水管更新事業	L=2,100												
北回線重要給水施設配水管更新事業	L=1,250												
老朽管更新事業	L=12,500												
下水道関連配給水管更新事業	L=5,600												
ポンプ設備・電気設備更新事業													

基幹管路耐震適合率	39.9%	42.0%	43.5%	**50%**以上目標		**55%**以上目標
管路更新率	1.00%	0.78%	0.63%	0.5%～0.7%		0.5%～0.6%
管路経年化率	35.4%	35.7%	36.9%	45%程度		55%程度
（基幹管路）	59.4%	57.5%	56.0%	49%程度		44%程度
（配水管）	31.2%	31.9%	33.6%	45%程度		57%程度

4－2．建設改良費の額による管路更新率の推移

建設改良費による更新率の推移

No.	建設改良費	老朽管更新事業概算額（円）	管径	延長/年	計画10年目までの更新延長の差	2024 R6 ※査見込み	2025 R7 予算	2026 R8 計画1	2027 R9 計画2	2028 R10 計画3	2029 R11 計画4	2030 R12 計画5	2031 R13 計画6	2032 R14 計画7	2033 R15 計画8	2034 R16 計画9	2035 R17 計画10
①-1	約5.2億円/年度	100,000,000	φ100相当	L=1,250m	0m	1.00%	0.78%	0.63%					0.62%				0.51%
①-2			φ300相当	L=500m	-7,500m			0.47%					0.45%				0.34%
②-1	約5.8億円/年度	160,000,000	φ100相当	L=2,000m	+7,500m			0.80%					0.79%				0.68%
②-2			φ300相当	L=1,550m	+3,000m			0.70%					0.69%				0.58%
③-1	約6.4億円/年度	220,000,000	φ100相当	L=2,750m	+15,000m			0.97%					0.95%				0.84%
③-2			φ300相当	L=1,850m	+6,000m			0.77%					0.75%				0.64%

※　それぞれの管径相当の管路を更新した場合の概算数値。

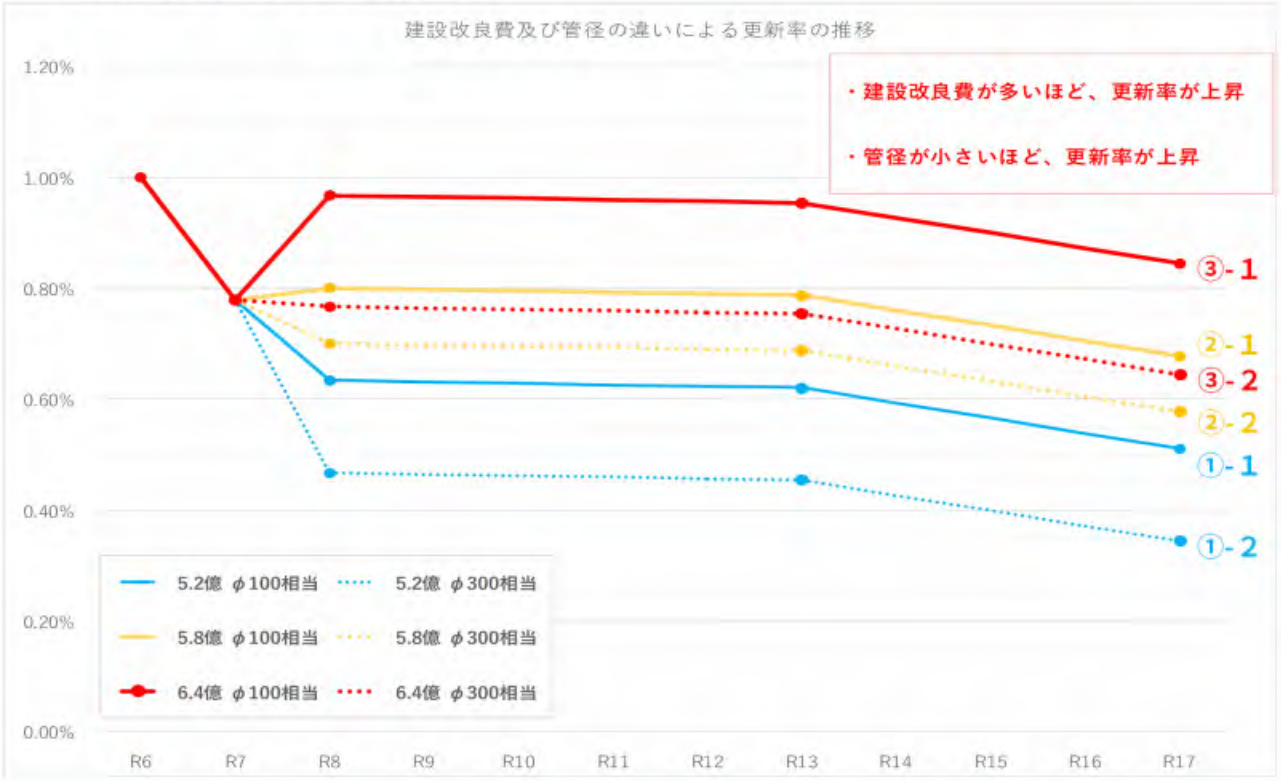

	R5年度管路更新率
玉野市	1.08%
倉敷市	0.90%
笠岡市	0.72%
瀬戸内市	0.69%
岡山市	0.66%
浅口市	0.56%
津山市	0.54%
総社市	0.42%
井原市	0.31%
真庭市	0.30%
赤磐市	0.26%
新見市	0.24%
美作市	0.24%
高梁市	0.04%
備前市	0.00%
15市平均	0.46%

4－3．建設改良費の額による管路経年化率の推移

建設改良費による管路経年化率の推移

No.	建設改良費	老朽管更新事業概算額（円）	管径	延長/年	計画10年目までの更新延長の差	2024 R6 決算見込み	2025 R7 予算	2026 R8 計画1	2027 R9 計画2	2028 R10 計画3	2029 R11 計画4	2030 R12 計画5	2031 R13 計画6	2032 R14 計画7	2033 R15 計画8	2034 R16 計画9	2035 R17 計画10
①-1	約5.2億円/年度	100,000,000	φ100相当	L=1,250m	0m	35.4%	35.7%	36.9%					45.4%				54.9%
①-2			φ300相当	L=500m	-7,500m			37.1%					46.4%				56.6%
②-1	約5.8億円/年度	160,000,000	φ100相当	L=2,000m	+7,500m			36.7%					44.4%				53.3%
②-2			φ300相当	L=1,550m	+3,000m			36.8%					45.0%				54.3%
③-1	約6.4億円/年度	220,000,000	φ100相当	L=2,750m	+15,000m			36.6%					43.4%				51.6%
③-2			φ300相当	L=1,850m	+6,000m			36.8%					44.6%				53.6%

※　法定耐用年数を超えたそれぞれの管径相当の管路を更新した場合の概算数値。

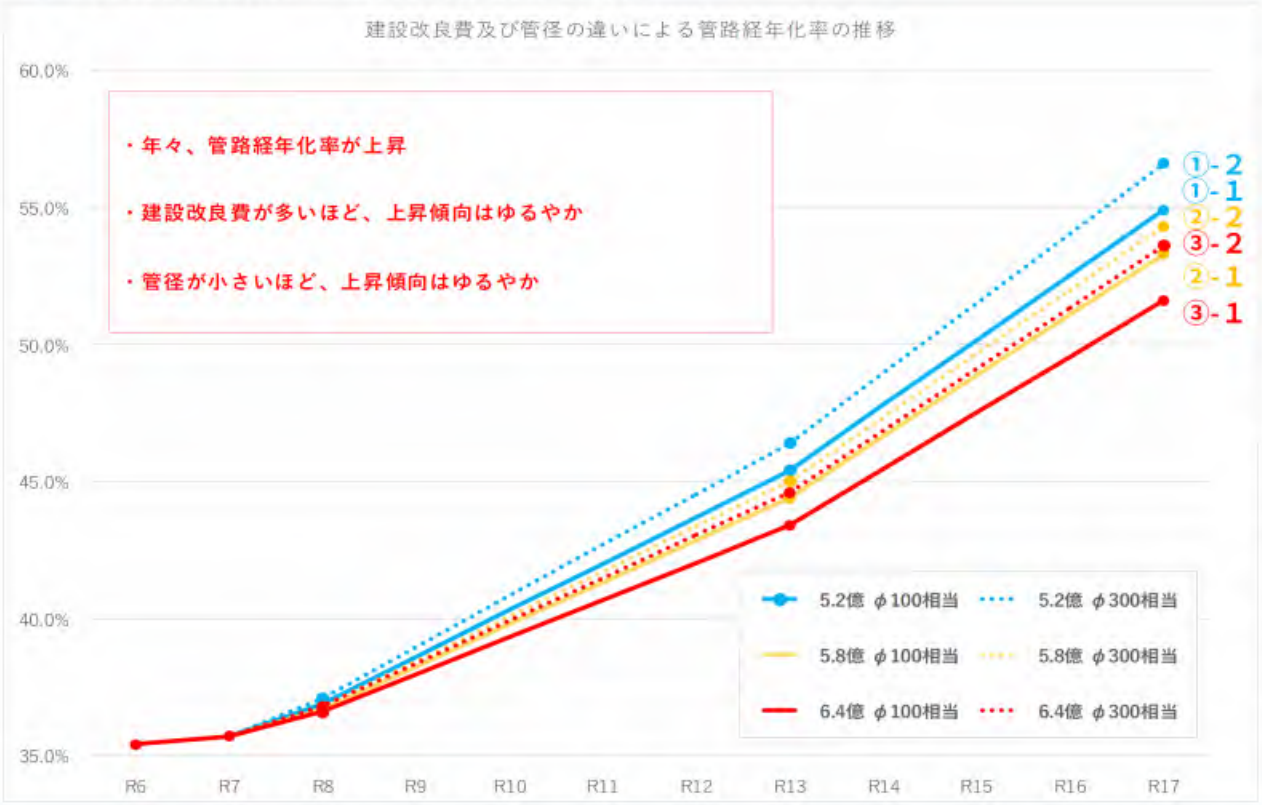

	R5年度管路経年化率
笠岡市	56.23%
赤磐市	53.20%
津山市	40.86%
浅口市	39.00%
玉野市	34.47%
瀬戸内市	32.49%
岡山市	29.05%
総社市	27.96%
備前市	23.41%
倉敷市	19.76%
新見市	12.51%
真庭市	11.18%
高梁市	4.17%
美作市	3.65%
井原市	0.31%
15市平均	25.88%

5－1．試算結果（起債額と企業債残高の比較）

老朽化の進んだ管路を補修、更新していくためには多額の費用が必要となりますが、本市では今後、給水収益のみでは必要額を確保することが難しい見込みです。
そのため、毎年度企業債を借り入れ、不足する財源を補う必要があります。
※起債（きさい）とは、地方自治体等が資金を調達するために債券（借金の証書）を発行することです。

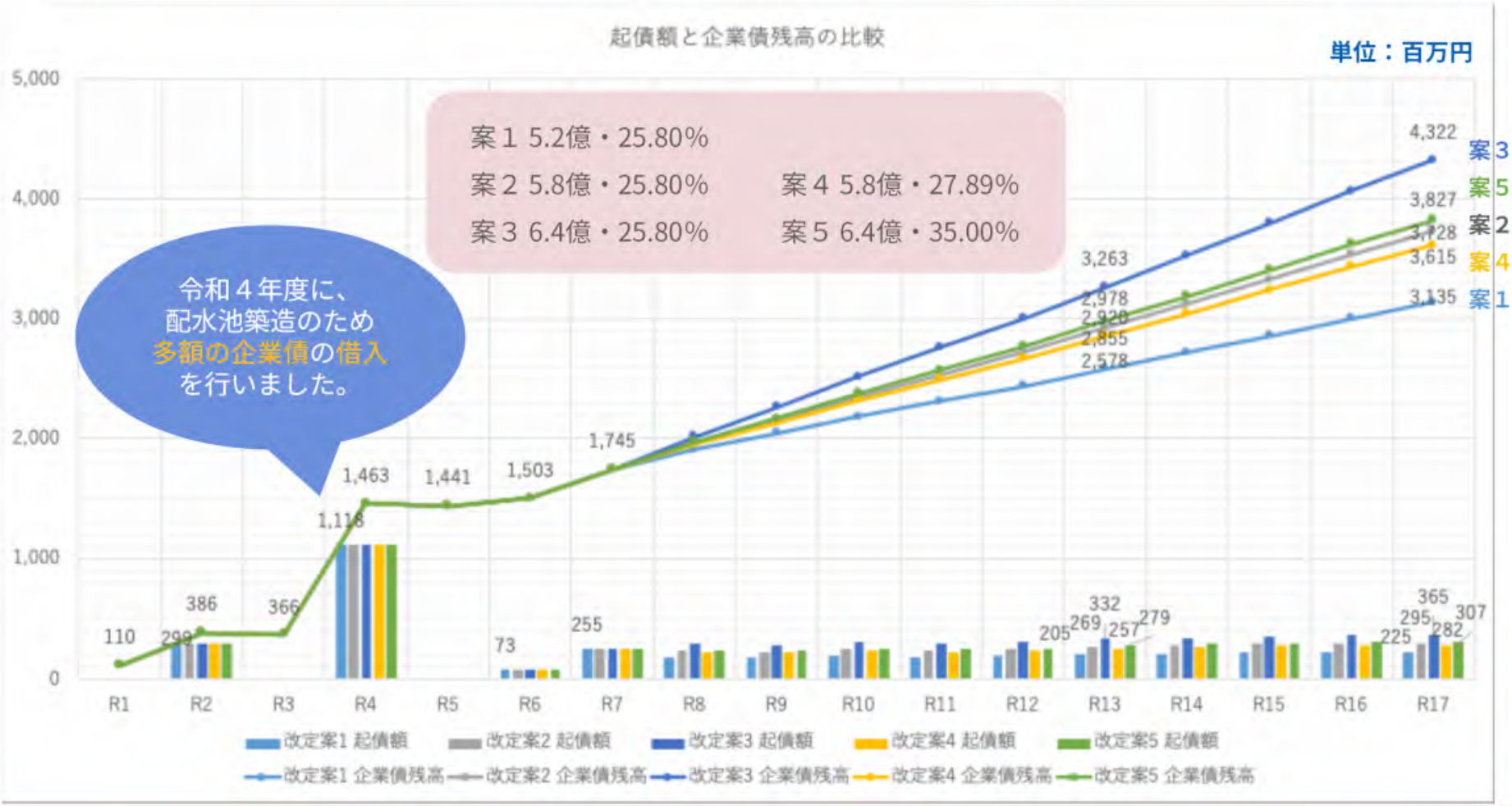

5－2．試算結果（企業債元金返済額の比較）

企業債の借入条件は基本的に、元金５年据え置き（返済猶予）で契約しています。つまり、令和４年度に借り入れた企業債の元金の返済は令和９年度に始まります。
本市では令和９年度以降、据え置き期間が終了した多額の企業債の返済が始まり、令和６年度以降の借入分も含め、返済額は段階的に増加します。
元金返済額は、計画10年目の令和17年度には9,000万円～1億600万円に達します。

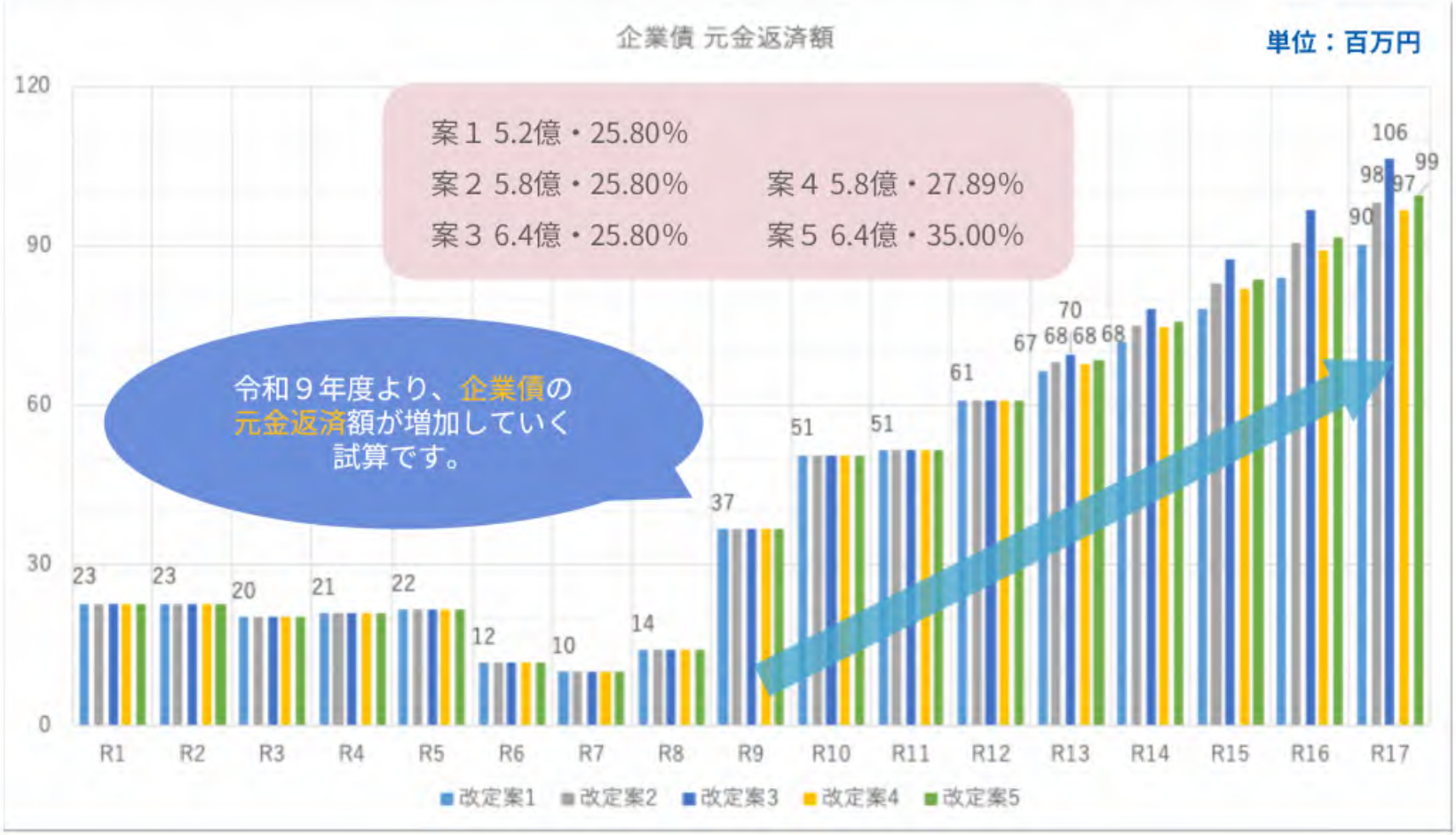

5－3．試算結果（給水収益と企業債残高の比較）

給水収益は減少傾向にありますが、企業債残高は積み上がっていきます。
しかし、安全な水を安定供給するため、建設改良費をむやみに減らすことはできません。

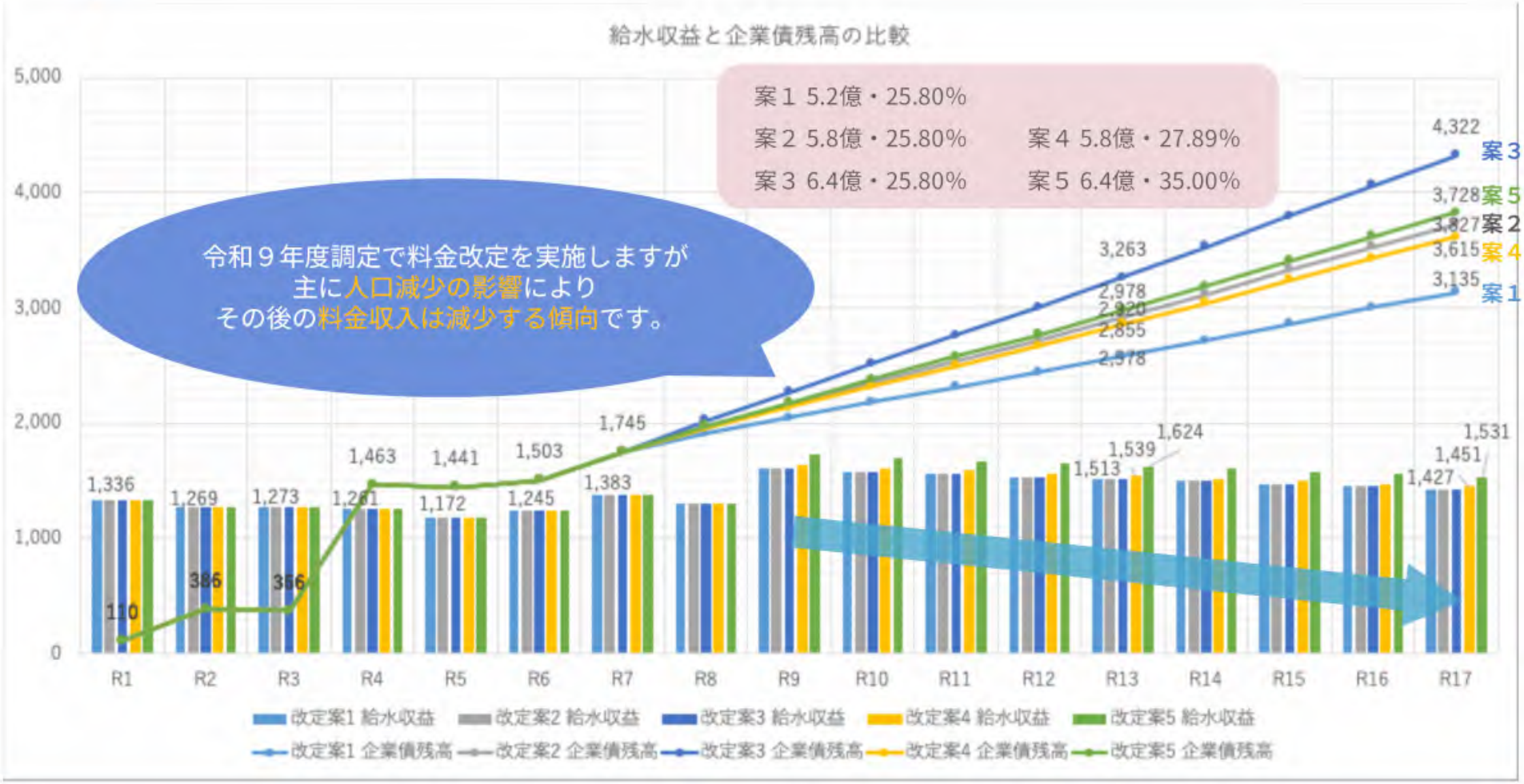

5－4．試算結果（企業債残高対給水収益比率の比較）

企業債残高対給水収益比率は料金収入に対する企業債残高の規模を表す指標で、数値が大きいほど、経営が不安定となります。

算出式：企業債現在高合計 ÷ 給水収益 × 100

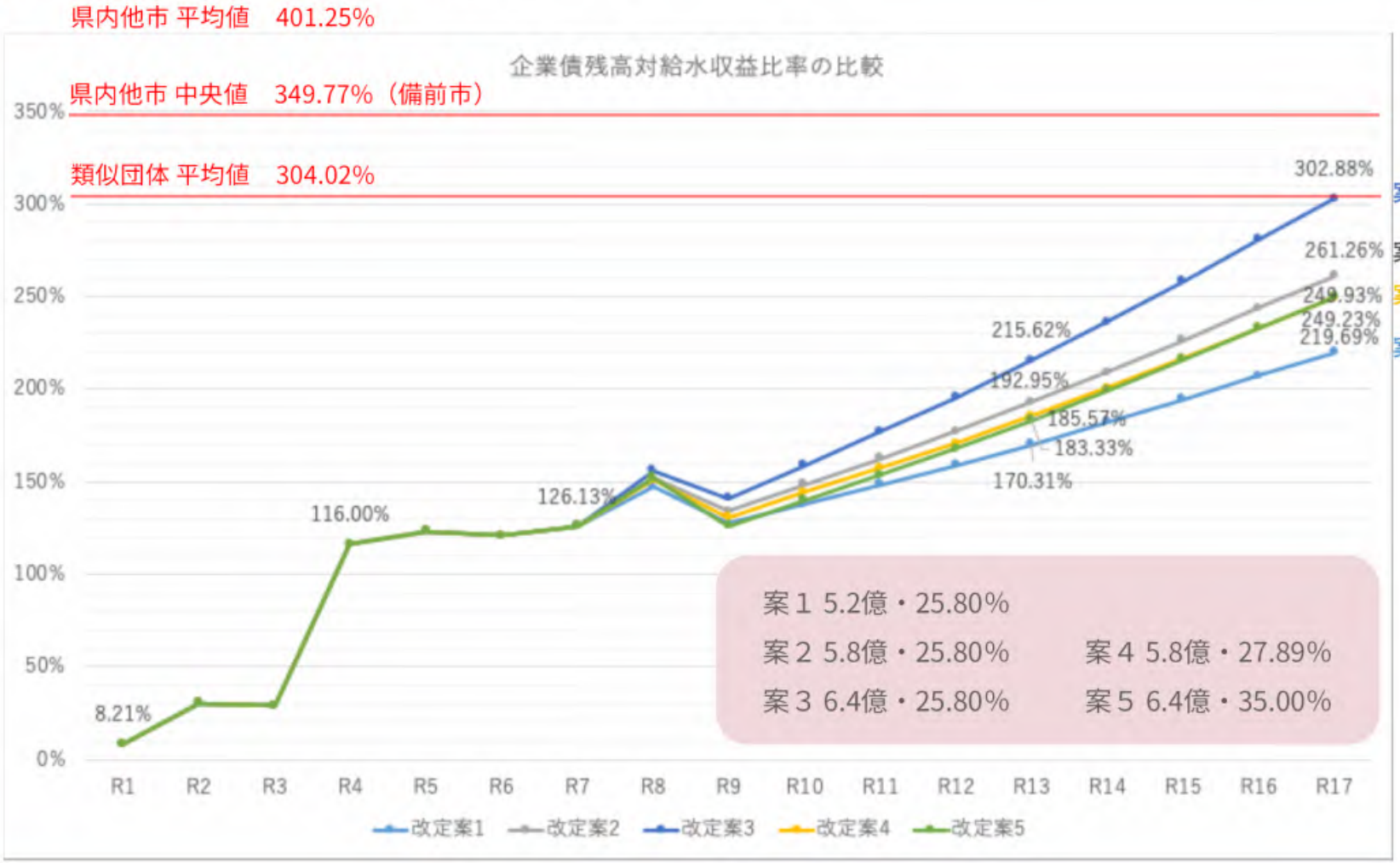

5－5．試算結果（キャッシュフローと現預金残高の比較）

水道事業にとって現預金は、受水費や委託費、人件費や動力費などの日々の運営コストを支払い、施設の修繕や更新を行うための「血液」です。
もし現預金が枯渇すれば、各種費用の支払いが滞り、安全な水の供給という最も重要な責務を果たせなくなる可能性があります。
どの改定案でも、キャッシュフローの改善への影響は限定的です。

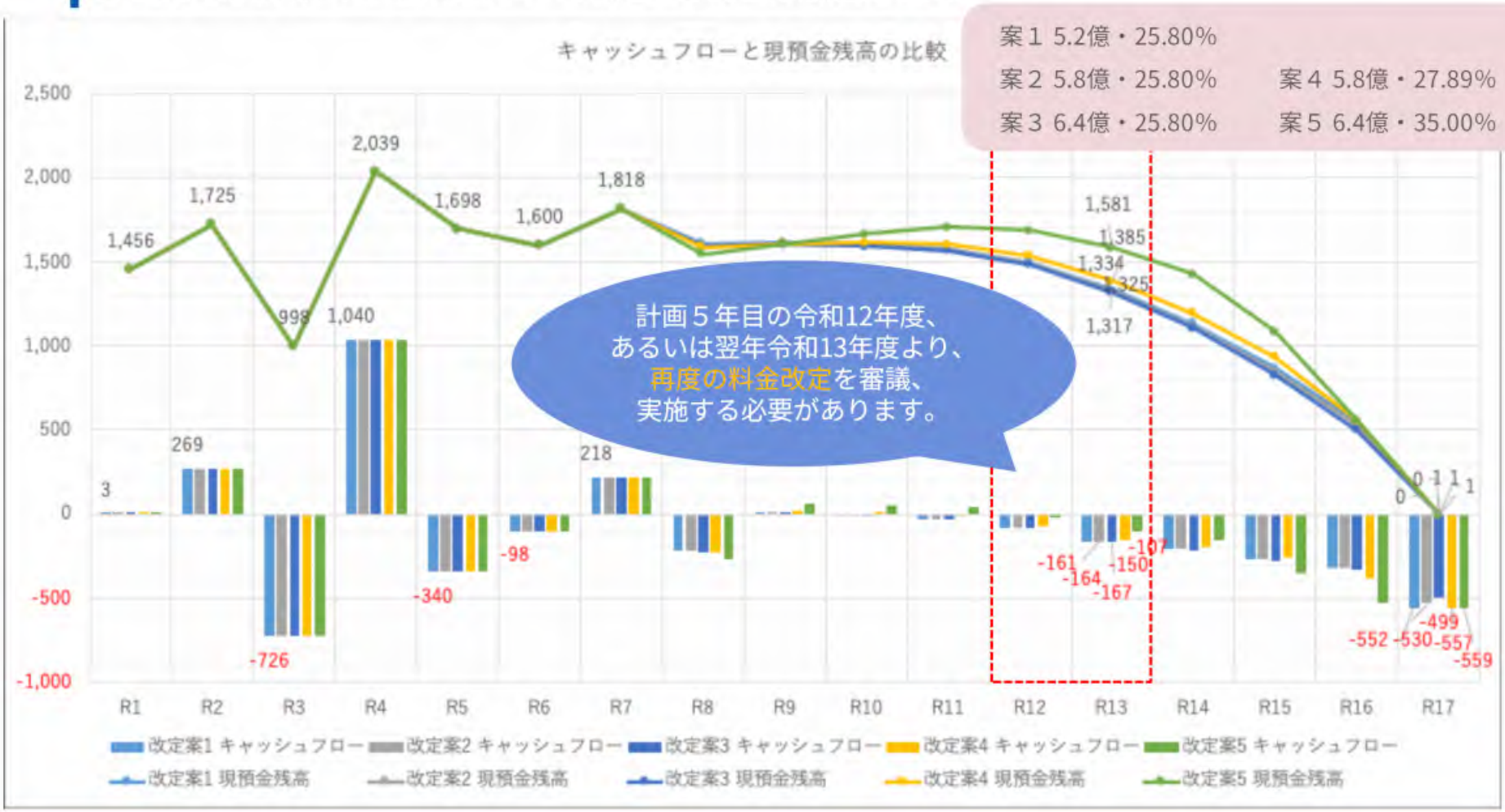

６−１．本市の料金体系と水道料金の構成

用途別料金体系

家事用、営業用、官公署学校用といった用途区分によって料金を設定しています。
玉野市は９つの種別があり、家事用、営業用、官公署学校用、湯屋用、船舶用、工業用、消火用、臨時用、大口用と区分しています。
また、水道メーターの口径により、メーター使用料を定めています。
基本料金、従量料金、メーター使用料を合計した金額を２ヶ月ごとに使用者へ請求しています。

水道料金－基本料金

基本料金は、水道使用の有無に関わらず、いつでも水道が使える状態を維持しておくため、すべての使用者に負担していただく料金です。
玉野市の家事用、営業用等においては、基本料金に１ヶ月10㎥の基本水量を設定しています。

水道料金－従量料金

従量料金は、基本水量を超えて使用した水量に応じて負担していただく料金です。
玉野市は、超過１㎥につき、用途ごとに定額の単価を乗じて料金を算出しています。

6－2．現在の玉野市の水道料金表（税抜）

玉野市 給水条例（抜粋）　※ 請求は２ヶ月単位

種別	用途	基本料金			超過料金(1㎥につき、第7種消火用については、10分につき。円単位)	備考
		水量(㎥)	単位	料金(円)		
第１種	家事用	10	1月	750	120	
第２種	営業用	10	1月	940	130	
第３種	官公署 学校用	10	1月	1,110	150	
第４種	湯屋用	50	1月	3,000	80	
第５種	船舶用	1	1月	165	165	
第６種	工業用	10	1月	1,040	130	
第７種	消火用	-	10分	1,200	1,200	私設消火栓演習用
第８種	臨時用	20	1月	3,800	250	
第９種	大口用	10,000	1月	1,200,000	120	

口径(mm)	使用料(1月につき。円単位)
13	30
20	45
25	50
40	120
50	330
75	460
100	560
150	960
200	1,510
250	2,510

大口用など、
金額が大きい契約については
１ヶ月単位の請求を行っています。

6−3．用途別、使用水量別の件数および料金収入割合

令和７年10月調定内訳表から、用途別、使用水量別の件数および料金収入割合を算出しました。

玉野市では家事用の契約が最も多く、全契約のうち件数の89.72%、料金収入の47.47%を占めています。次いで営業用が全契約のうち件数の9.17%、料金収入の22.13%、大口用が件数の0.04%、料金収入の22.27%です。

家事用、営業用、大口用の合計で件数の98.92%、料金収入の91.86%を占めています。

① 全件数： 27,220　　192,656,997 円

用途	② 件数	③ 割合 (②/①)	④使用水量	⑤ ④の件数	⑥ ①に占める水量別の割合 (⑤/①)	⑦ ②に占める水量別の割合 (⑤/②)	⑧ 使用料金	⑨ ①に占める使用料金の割合 (⑧/①)
家事用	24,421	89.72%	0~20㎥	8,798	32.32%	36.03%	15,060,406	7.82%
			21～40㎥	8,506	31.25%	34.83%	26,492,484	13.75%
			41～60㎥	4,907	18.03%	20.09%	27,319,993	14.18%
			61㎥以上	2,210	8.12%	9.05%	22,570,735	11.72%
営業用	2,496	9.17%	0~20㎥	1,680	6.17%	67.31%	3,555,720	1.85%
			21～40㎥	303	1.11%	12.14%	1,079,949	0.56%
			41～60㎥	151	0.55%	6.05%	980,223	0.51%
			61~100㎥	144	0.53%	5.77%	1,520,557	0.79%
			101㎥以上	218	0.80%	8.73%	35,478,996	18.42%
大口用等	10	0.04%	0㎥以上	10	0.04%	100.00%	42,913,607	22.27%
計	26,927	98.92%		26,927	98.92%		176,972,670	91.86%

6－4．用途別、使用水量別の件数および料金収入割合

前ページ以外の用途については下表の通りです。
件数や料金収入の割合は少ないですが、公共施設や地場産業に関連した契約が多くあります。

今回の料金改定においては、料金体系を用途別のまま維持し、変更を行わない方針です。
料金体系の変更は、料金システムの大規模な改修や既存契約の見直しなど、水道事業運営への影響が極めて大きく、契約先においても混乱を招くものと判断したためです。

料金体系の抜本的な見直しの必要性については、来年度以降にあらためてご審議をお願いいたします。

① 全件数： 27,220　　192,656,997 円

用途	② 件数	③ 割合 (②/①)	④使用水量	⑤ ④の件数	⑥ ①に占める水量別の割合 (⑤/①)	⑦ ②に占める水量別の割合 (⑤/②)	⑧ 使用料金	⑨ ①に占める使用料金の割合 (⑧/①)
官公署用	170	0.62%	0~20㎥	79	0.29%	46.47%	200,717	0.10%
			21～100㎥	35	0.13%	20.59%	311,795	0.16%
			101㎥以上	56	0.21%	32.94%	6,263,675	3.25%
工業用	107	0.39%	0~20㎥	42	0.15%	39.25%	101,607	0.05%
			21～100㎥	32	0.12%	29.91%	204,314	0.11%
			101㎥以上	33	0.12%	30.84%	8,299,434	4.31%
その他 (船舶用・臨時用 等)	16	0.06%	0㎥以上	16	0.06%	100.00%	302,785	0.16%
計	293	1.08%		293	1.08%		15,684,327	8.14%

7－1．水道料金の比較（家事用２ヶ月）

改定案１～５の料金改定率の違いによって
下表のとおり、各使用水量の水道料金に違いが生じます。（概算）
使用水量が多いほど、現行料金からの増加額は大きくなります。

口径20mm料金
円（税込）

使用者	２ヶ月あたり使用水量	現行料金	改定案１～３ 料金改定率 25.80%	改定案４ 料金改定率 27.89%	改定案５ 料金改定率 35.00%
A 1人	20㎥	1,749	2,200 (+ 451)	2,237 (+ 488)	2,361 (+ 612)
B 2人	40㎥	4,389	5,521 (+ 1,132)	5,613 (+ 1,224)	5,925 (+ 1,536)
C 3人	60㎥	7,029	8,842 (+ 1,813)	8,989 (+ 1,960)	9,489 (+ 2,460)
D 4人	80㎥	9,669	12,164 (+ 2,495)	12,366 (+ 2,697)	13,053 (+ 3,384)
E 5人	100㎥	12,309	15,485 (+ 3,176)	15,742 (+ 3,433)	16,617 (+ 4,308)

（出所）岡山県の水道の現況（R5、最新）のうち
「10 一人一日平均給水量の推移」を参考に作成

現行料金との２ヶ月での差額
（25.80%の料金改定の場合）

使用水量 40㎥：1,132円
使用水量 100㎥：3,176円

7－2．試算結果　家事用（水道料金県内他市との比較）

改定案１～５いずれの場合でも、県内13番目以下に安価な水道料金となります。

※ 家事用２ヶ月40㎥にて試算

口径20mm料金

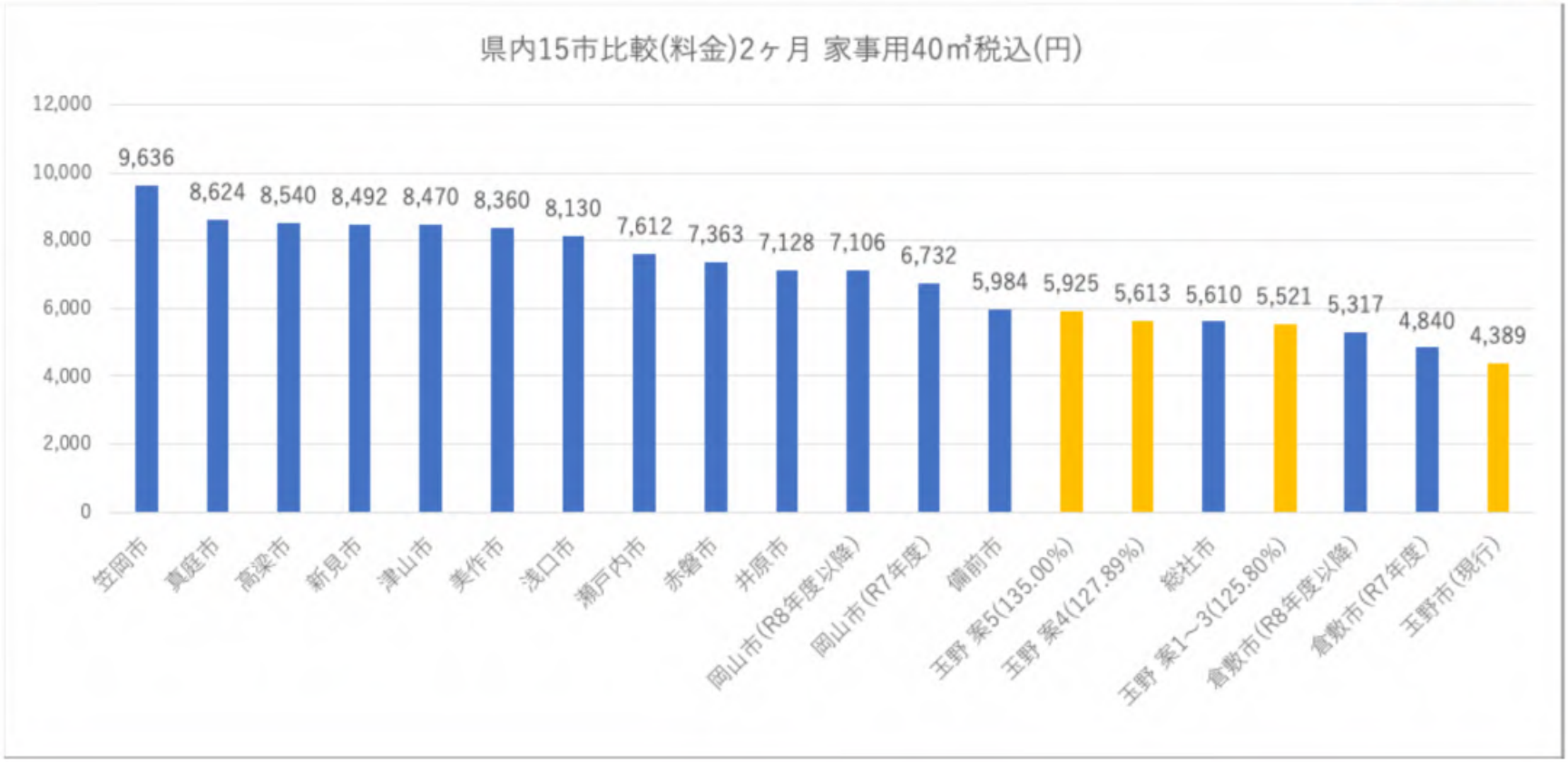

7－3．水道料金の比較（営業用２ヶ月）

改定案１～５の料金改定率の違いによって
下表のとおり、各使用水量の水道料金に違いが生じます。（概算）
使用水量が多いほど、現行料金からの増加額は大きくなります。

現行料金との２ヶ月での差額
（25.80%の料金改定の場合）

使用水量 100㎥： 3,510円
使用水量 5,000㎥：184,284円

口径20mm料金
円（税込）

使用者	２ヶ月あたり使用水量	現行料金	改定案１～３ 料金改定率 25.80%	改定案４ 料金改定率 27.89%	改定案５ 料金改定率 35.00%
A	50㎥	6,457	8,123 (+ 1,666)	8,258 (+ 1,801)	8,717 (+ 2,260)
B	100㎥	13,607	17,117 (+ 3,510)	17,402 (+ 3,795)	18,369 (+ 4,762)
C	500㎥	70,807	89,074 (+ 18,267)	90,555 (+ 19,748)	95,589 (+ 24,782)
D	1,000㎥	142,307	179,021 (+ 36,714)	181,996 (+ 39,689)	192,114 (+ 49,807)
E	5,000㎥	714,307	898,591 (+ 184,284)	913,527 (+ 199,220)	964,314 (+ 250,007)
F	10,000㎥	1,429,307	1,798,054 (+ 368,747)	1,827,941 (+ 398,634)	1,929,564 (+ 500,257)
G	50,000㎥	7,149,307	8,993,757 (+ 1,844,450)	9,143,249 (+ 1,993,942)	9,651,564 (+ 2,502,257)

7－4．試算結果　営業用（水道料金県内他市との比較）

改定案１～５いずれの場合でも、県内12番目以下に安価な水道料金となります。

※ 営業用２ヶ月100㎥にて試算

口径20mm料金

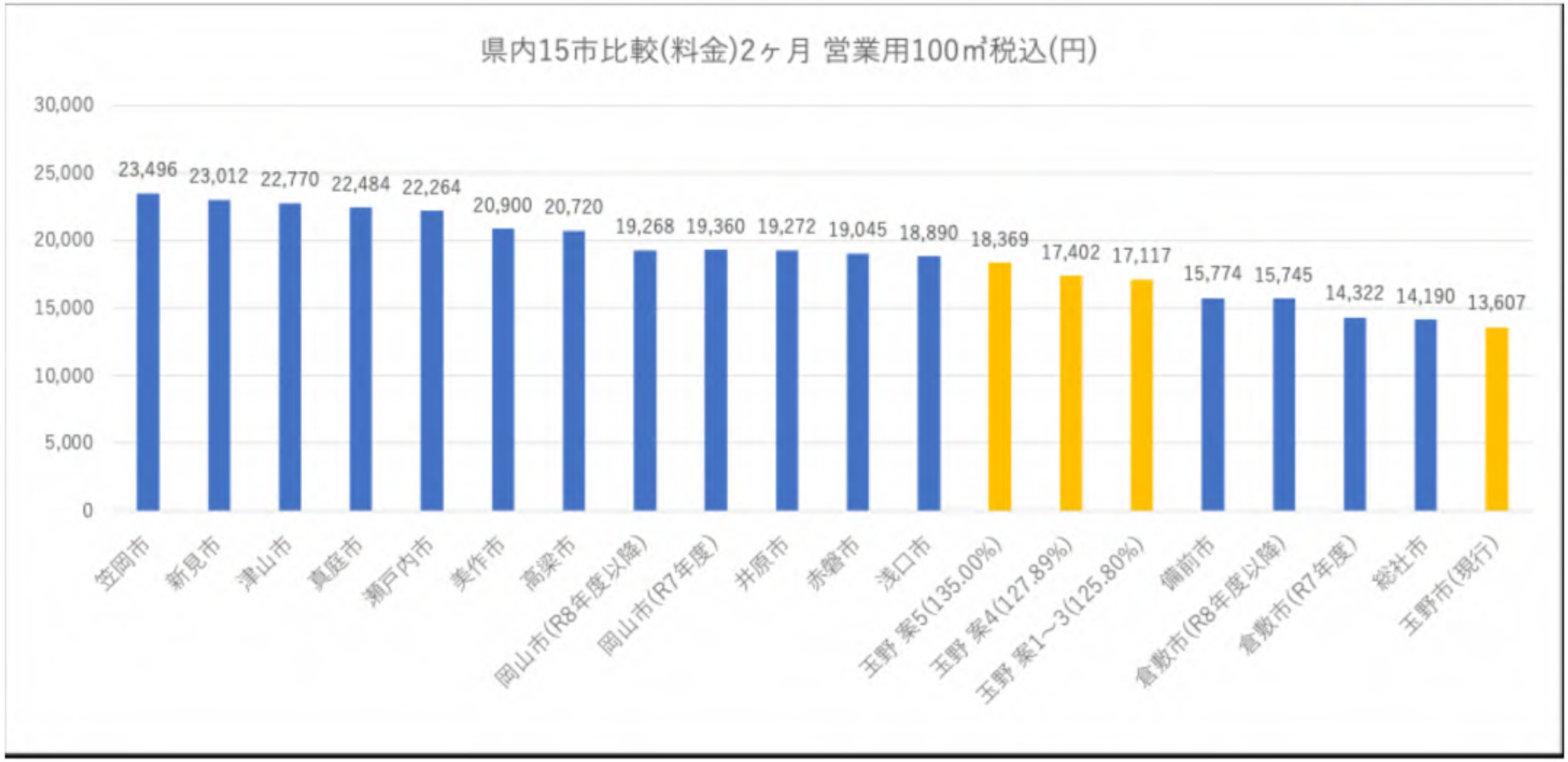

7－5．水道料金の比較（官公署学校用２ヶ月）

改定案１～５の料金改定率の違いによって
下表のとおり、各使用水量の水道料金に違いが生じます。（概算）
使用水量が多いほど、現行料金からの増加額は大きくなります。

口径50mm料金
円（税込）

使用者	２ヶ月あたり使用水量	現行料金	改定案１～３ 料金改定率 25.80%	改定案４ 料金改定率 27.89%	改定案５ 料金改定率 35.00%
A	200㎥	32,868	41,348 (+ 8,480)	42,035 (+ 9,167)	44,372 (+ 11,504)
B	500㎥	82,368	103,618 (+ 21,250)	105,340 (+ 22,972)	111,197 (+ 28,829)
C	1,000㎥	164,868	207,402 (+ 42,534)	210,850 (+ 45,982)	222,572 (+ 57,704)
D	2,000㎥	329,868	414,971 (+ 85,103)	421,868 (+ 92,000)	445,322 (+ 115,454)
E	3,000㎥	494,868	622,539 (+ 127,671)	632,887 (+ 138,019)	668,072 (+ 173,204)

現行料金との２ヶ月での差額
（25.80%の料金改定の場合）

使用水量 500㎥：21,250円
使用水量 3,000㎥：127,671円

7－6．水道料金の比較（湯屋用２ヶ月）

改定案１～５の料金改定率の違いによって
下表のとおり、各使用水量の水道料金に違いが生じます。（概算）
使用水量が多いほど、現行料金からの増加額は大きくなります。

口径50mm料金
円（税込）

使用者	２ヶ月あたり使用水量	現行料金	改定案１～３ 料金改定率 25.80%	改定案４ 料金改定率 27.89%	改定案５ 料金改定率 35.00%
A	200㎥	16,126	20,286 (＋ 4,160)	20,624 (＋ 4,498)	21,770 (＋ 5,644)
B	500㎥	42,526	53,497 (＋ 10,971)	54,387 (＋ 11,861)	57,410 (＋ 14,884)
C	1,000㎥	86,526	108,849 (＋ 22,323)	110,658 (＋ 24,132)	116,810 (＋ 30,284)
D	2,000㎥	174,526	219,552 (＋ 45,026)	223,201 (＋ 48,675)	235,610 (＋ 61,084)
E	3,000㎥	262,526	330,255 (＋ 67,729)	335,745 (＋ 73,219)	354,410 (＋ 91,884)

現行料金との２ヶ月での差額
（25.80%の料金改定の場合）

使用水量　500㎥：10,971円
使用水量 3,000㎥：67,729円

7－7．水道料金の比較（船舶用１ヶ月）

改定案１～５の料金改定率の違いによって
下表のとおり、各使用水量の水道料金に違いが生じます。（概算）
使用水量が多いほど、現行料金からの増加額は大きくなります。

口径75mm料金
円（税込）

使用者	２ヶ月あたり使用水量	現行料金	改定案１～３ 料金改定率 25.80%	改定案４ 料金改定率 27.89%	改定案５ 料金改定率 35.00%
A	50㎥	10,087	12,689	12,900	13,617
			(+ 2,602)	(+ 2,813)	(+ 3,530)
B	100㎥	19,162	24,106	24,506	25,869
			(+ 4,944)	(+ 5,344)	(+ 6,707)
C	500㎥	91,762	115,436	117,354	123,879
			(+ 23,674)	(+ 25,592)	(+ 32,117)

現行料金との１ヶ月での差額
（25.80%の料金改定の場合）

使用水量100㎥：4,944円

7－8．水道料金の比較（工業用２ヶ月）

改定案１～５の料金改定率の違いによって
下表のとおり、各使用水量の水道料金に違いが生じます。（概算）
使用水量が多いほど、現行料金からの増加額は大きくなります。

口径75mm料金
円（税込）

使用者	２ヶ月あたり使用水量	現行料金	改定案１～３ 料金改定率 25.80%	改定案４ 料金改定率 27.89%	改定案５ 料金改定率 35.00%
A	100㎥	14,740	18,543 (+ 3,803)	18,851 (+ 4,111)	19,899 (+ 5,159)
B	500㎥	71,940	90,500 (+ 18,560)	92,004 (+ 20,064)	97,119 (+ 25,179)
C	1,000㎥	143,440	180,446 (+ 37,006)	183,445 (+ 40,005)	193,644 (+ 50,204)
D	5,000㎥	715,440	900,016 (+ 184,576)	914,976 (+ 199,536)	965,844 (+ 250,404)
E	10,000㎥	1,430,440	1,799,479 (+ 369,039)	1,829,390 (+ 398,950)	1,931,094 (+ 500,654)

現行料金との２ヶ月での差額
（25.80%の料金改定の場合）

使用水量　500㎥：18,560円
使用水量 10,000㎥：369,039円

7－9．水道料金の比較（臨時用２ヶ月）

改定案１～５の料金改定率の違いによって
下表のとおり、各使用水量の水道料金に違いが生じます。（概算）
使用水量が多いほど、現行料金からの増加額は大きくなります。

口径20mm料金
円（税込）

使用者	２ヶ月あたり使用水量	現行料金	改定案１～３ 料金改定率 25.80%	改定案４ 料金改定率 27.89%	改定案５ 料金改定率 35.00%
A	40㎥	8,459	10,641 (+ 2,182)	10,818 (+ 2,359)	11,420 (+ 2,961)
B	60㎥	13,959	17,560 (+ 3,601)	17,852 (+ 3,893)	18,845 (+ 4,886)
C	80㎥	19,459	24,479 (+ 5,020)	24,886 (+ 5,427)	26,270 (+ 6,811)
D	100㎥	24,959	31,398 (+ 6,439)	31,920 (+ 6,961)	33,695 (+ 8,736)

現行料金との２ヶ月での差額
（25.80%の料金改定の場合）

使用水量 40㎥：2,182円
使用水量 100㎥：6,439円

7－10．水道料金の比較（大口用１ヶ月）

改定案１～５の料金改定率の違いによって
下表のとおり、各使用水量の水道料金に違いが生じます。（概算）
使用水量が多いほど、現行料金からの増加額は大きくなります。

口径250mm料金
円（税込）

使用者	1ヶ月あたり使用水量	現行料金	改定案１～３ 料金改定率 25.80%	改定案４ 料金改定率 27.89%	改定案５ 料金改定率 35.00%
A	25,000㎥	3,302,761	4,154,840 (+ 852,079)	4,223,901 (+ 921,140)	4,458,727 (+ 1,155,966)
B	50,000㎥	6,602,761	8,306,207 (+ 1,703,446)	8,444,271 (+ 1,841,510)	8,913,727 (+ 2,310,966)
C	75,000㎥	9,902,761	12,457,574 (+ 2,554,813)	12,664,641 (+ 2,761,880)	13,368,727 (+ 3,465,966)
D	100,000㎥	13,202,761	16,608,941 (+ 3,406,180)	16,885,011 (+ 3,682,250)	17,823,727 (+ 4,620,966)
E	125,000㎥	16,502,761	20,760,308 (+ 4,257,547)	21,105,381 (+ 4,602,620)	22,278,727 (+ 5,775,966)

現行料金との１ヶ月での差額
（25.80%の料金改定の場合）

使用水量 50,000㎥：1,703,446円
使用水量 125,000㎥：4,257,547円

２．今後のスケジュール（予定）

審議会回数	開催時期	主な審議項目
第１回	令和７年７月28日（月）	◇委嘱の交付 ◇諮問 ◇水道事業の現状と今後のスケジュール
第２回	令和７年10月28日（火）	◇料金改定率・改定時期の検討
第３回	令和８年１月23日（金）	◇料金改定率の決定 ◇料金体系の決定
第４回	令和８年２月12日（木）	◇答申案の検討

参考：施設位置及び給水区域